

東教委第 816 号
令和 4 年 1 月 31 日

村内保護者各位

東村教育委員会
教育長 比嘉 鶴見
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の延長における村内幼稚園、小・中学校の学校生活について（通知）

大寒の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県は「まん延防止等重点措置」を 2 月 20 日まで延長しました。1 月 30 日現在の県内感染者数は 838 名、北部保健所管内が 23 名と感染者数のピークは過ぎたと思われませんが、まだ油断できない状況であります。

東村教育委員会としましても、「まん延防止等重点措置」の延長を重く受け止め、園児児童生徒と村内教職員等の新型コロナウイルス感染予防対策を図ってまいります。

そこで、みだしのけん、2 月 20 日まで下記のとおりとするとともに、令和 4 年 1 月 12 日付、東教委第 775 号は廃止します。幼稚園、小・中学校に対しましては、園児児童生徒の安心・安全を最優先に教育活動の実施について判断するようお願いしているところです。保護者の皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、感染症対策に御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 学校生活について

- (1) 児童生徒同士の学習用具の貸し借り等は、行わない。
- (2) 教科等における授業において、グループ学習等、密になる学習形態は避ける。
- (3) 体育科の授業においては、用具等について不必要に使いまわしをしない。また、使用後は、用具等の消毒を確実に行う。
- (4) 音楽科の授業において、合唱・合奏等は控える。
- (5) 家庭科の授業において、調理実習等は控える。
- (6) 校外学習は、実施しない。
- (7) 集合学習は、オンライン等に限定する。
- (8) 給食は、密にならないよう工夫する。
- (9) 清掃において、使用頻度の高い箇所の消毒を行う。
- (10) 教室等の換気を確実に行う。
- (11) 学校車等を使用する場合、隣同士で座席をしない等、感染対策を徹底する。

2 学校行事について

- (1) 人の密集が過度になるリスクが高い行事については中止または開催方法を検討する。
- (2) 保護者と園児、児童生徒が一緒に行う共同作業は、クラスターが発生する可能性もあるため実施しない。
- (3) 外部講師等を招聘しての講演会等は、対面方式にならないようオンライン等に限定する。

3 部活動について

- (1) 小学校のミニバスケットボール部、中学校の男女バスケットボール部、音楽部の練習は、2月20日まで休止とする。
- (2) 早朝練習、児童生徒同士の自主練習等も行わない。

※詳細については、「令和4年1月27日付教保第1663号『まん延防止等重点措置』期限延長に伴う『2月1日～2月20日』期間中の県立学校における部活動について」を参照すること。

<https://onl.la/zjf194q>



4 幼稚園について

- (1) 幼稚園は密になるような遊びは、可能な限り避けるようにする。
- (2) 預かり保育については実施する。ただし、可能な限り、速やかに帰宅するようにする。
- (3) 体育教室、英語教室については、実施しない。

5 感染者が出た場合の対応

- (1) 園児、児童生徒が感染した場合

学 校・・・学級閉鎖、学校閉鎖（原則5日間）。

園児、児童生徒 登園、登校しない。保健所の指示に従う。その間は出席停止扱いとする。

- (2) 園児、児童生徒が濃厚接触者の場合

園児、児童生徒 登園、登校はしない。（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間） 解除のための検査は不要。その間は出席停止扱いとする。

- (3) 同居家族が濃厚接触者の場合

園児、児童生徒 登園、登校はしない。ただし、PCR検査の結果、陰性の場合は翌日から登園、登校してもよい。その間は出席停止扱いとする。

6 発熱や風邪等の対応

かかりつけ医や医療機関を受診する。

- (1) 園児、児童生徒に発熱等風邪症状がある場合

園児、児童生徒 登園、登校しない。（症状が治まらない場合はかかりつけの病院を受診。医師の指示に従う）

受診しなかった場合、再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している。その間は出席停止扱いとする。

(2) 同居家族に発熱等風邪症状がある場合

園児、児童生徒 登園、登校はしない。(同居家族から少しでも体調に異変を感じる、あるいは風邪発熱等の症状が治まらない場合はかかりつけの病院を受診して医師の指示に従う)

PCR検査等を実施して、陰性の場合は登園、登校させてもよい。その間は、出席停止扱いとする。

7 その他

- (1) 家庭内感染予防のため、自宅でも手洗いや定期的な共有部分の消毒等を行う。
- (2) 子どもが欠席する場合、幼稚園、小・中学校への連絡を確実に行う。
- (3) 早寝・早起き・バランスのとれた食事等、生活リズムの確立を図る。
- (4) 感染不安やその他の理由により欠席する場合は、担任等と連絡を取り合い、オンラインでの授業参加、課題提示等に取り組むようにする。
- (5) 幼児、児童生徒の出席に関して判断に困る場合、各学校か東村教育委員会へ連絡をする。
- (6) 幼児、児童生徒の欠席期間に文書等が届いていない場合、各学校か東村教育委員会へ連絡をする。
- (7) 人が多く集まる施設へ行くことは控えるようにする。やむを得ず行く場合にも、短時間で済ませるよう工夫する。
- (8) 受験を控えている中学校3年生等が安心して学習できるよう、登校や学習方法等について相談したいことがあれば、中学校や東村教育委員会へ連絡をする。

※「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について」沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部 対策支援班 令和4年1月28日現在

<https://onl.la/rFQQ2wh>



本件担当

東村教育委員会 指導主事 泉川 良之

TEL 0980-43-2130 FAX 0980-43-2017

e-mail:yoshiyuki.i@vill.okinawa-higashi.lg.jp